

事例研究 刑事法 I (刑法) 訂正表 (第 1 刷→第 2 刷)

頁数	誤植箇所 (1 刷)	修正後 (2 刷)
p 22	上から 3 行目 「未必的殺意が認定」	→ 「的」を「の」に変更 「未必の殺意が認定」
p 37	上から 7 行目 「未必的殺意が認定」	「未必の殺意が認定」
p 38	下から 2 行目 「未必的殺意の限度で認定」	「未必の殺意の限度で認定」
p 35	上から 1 行目 「未必の故意の存在」	→ 「故意」を「殺意」に変更 「未必の殺意の存在」
p 39	上から 14～15 行目 「未必の故意は認められる」	「未必の殺意は認められる」
p 39	上から 20 行目 「未必の故意を認める」	「未必の殺意を認める」
p 42	◆参考文献◆上から 2 行目 ・石井一正『刑事事実認定入門』(判例タイムズ、2005 年)	→①「入門」の後に「(第 2 版)」を追加 ②「2005」を「2010」に修正 ・石井一正『刑事事実認定入門 (第 2 版)』 (判例タイムズ、2010 年)
p 43	上から 6 行目 「アパート B」 下から 3 行目 「～乙の責任」	→ 「B」を「C」に修正 「アパート C」 → 「乙」を「甲」に修正 「～甲の責任」
p 51	脚注(7) 藤井利明	→ 「利」を「敏」に訂正 「藤井敏明」
p 119	上から 7 行目 「そのような主観を基準すると」	→ 「基準」の後に「と」を追加 「そのような主観を基準とすると」
p 187	上から 8 行目 「(130 条) の～」	→ 「130 条」の後に「前段」を追加 「(130 条前段) の～」
p 193	〈解説〉部分の 1 行目 「(60 条、130 条)」	「(60 条、130 条前段)」

p 192	脚注(38) 団藤・要綱各論	→「要綱」を「綱要」に修正 「団藤・綱要各論」
p 227	下から 7 行目 「 <u>犯行</u> ・抑圧の程度と」	→「犯行・」を「反抗」に修正 「反抗抑圧の程度と」
p 237 p 238 p 242	〈解説〉部分の上から 3 行目 「臆病な性格であったために <u>犯行</u> が」 上から 3 行目 「性質を考慮して、「 <u>犯行</u> を抑圧～」 脚注(43) 上から 6 行目 「暴行脅迫を加え、その <u>犯行</u> を抑圧して」	→「犯行」を「反抗」に修正 「臆病な性格であったために反抗が」 「性質を考慮して、「反抗を抑圧～」 「暴行脅迫を加え、その反抗を抑圧して」
p 281	上から 3 行目 「 <u>不可罰</u> 事後行為の問題」	→「不可罰」の後に「的」を追加 「不可罰的事後行為の問題」
p 299	下から 11 行目 「躯体」のルビ「 <u>くたい</u> 」	→下から 12 行目の「躯体」に移動 「天井等の ^{くたい} 躯体部分は難燃性の」

※2011 年 7 月 11 日発行の第 2 刷では右の欄のように修正されています。